

アダム・スミスの財政学説の先駆者 における解釈の検討

高 木 壽 一

1. は し が き

私が財政学の専攻に志し始めたのは1920年代前期で、すでに約50年前のことであった。その時に、近世経済学史・近世経済思想史の著作は多いのに、何故かわが国には、また外国にも近世財政学史・近世財政思想史の著作がない—或は殆ど見当らないことに甚だしく不便を感じた。1920年代の中期—大正年代から昭和年代に移った時期は、財政学の一つの転換期であった。既成財政学に反省が加えられて、財政学が進むべき途が探究されつつある時期であった。しかし、財政学の行く途を求めるには、近世財政思想・学説がいかなる歴史的発展の過程を経て、現代の段階に到達したのか、その歴史的発展の到達点と新しい途への出発点とを予かじめ理解しなければなるまい。そのためには、近世財政学説の史的発展の主流—せめてはその主流の概要でも示してくれる著作を求めたが、それが得られないままに約20年が過ぎてしまった。その間に私はいくつかの未熟な研究を発表したが、自分が担当していた職務などに追われて、いつかは書こうと思っていた財政学史の著作も（そのためのノートを作るばかりで）いっこうに進行しなかったところが、昭和18年10月から恩師小泉信三先生の指示によって、社会修業をしてくるがよいということで、大先輩の平沼亮三先生が会頭になっている神奈川県商工経済会の理事長に就任して約五年半を送ることになった（その約3分の2の期間の仕事は、主として進駐軍—第八軍の経済部との折衝であった）。そして、そろそろ慶応の教職に帰らせて貰いたいと考

え始めたが、5年も学問的なことをなにもしていないというのでは相すまないと考えて、かねて記しておいたメモ・ノートを基礎にして「近世財政思想史」の執筆に着手した。ところが暫くすると、強烈な病気におそわれて、自分でもこれで廃人になってしまうのか、このままで死んでしまうのかと思う状態になってしまった。幸に命をとりとめて執筆を続けて「近世財政思想史」(昭和24年)を刊行したが、どうも病後で気力が入らないものになってしまった。いつかは書き改めたいと思いながら、また約20年が過ぎてしまったのである(このような述懐は、若い方々には判って頂けないかと思うが、安藤先生は判って下さると思う)。やっと近年になってその草稿を少しずつ書いて一部は三田学会雑誌そのほかに発表した。(例えば「アドルフ・ワグナーの財政学における主要課題の解釈」、三田学会雑誌、昭和44年2月号。「J・S・ミルの財政学説における若干の主要課題の解釈」同誌昭和45年2月号。「アダム・スミスの国富論における財政学説の検討」、流通経済論集、昭和45年5月号。「公共経済学に関連する問題」同誌、昭和46年5月号などである。)なほ書き進めて、「近世財政学の主流」とでも題する著作としたいと思っている。しかし、私は生来、物事がすべて遅鈍で、なかなか仕事が捗らずいつも自から焦慮している。今般、安藤春夫博士「古稀記念論文集」に寄稿させて頂く光栄を得たが、ここに提出したのも、その「近世財政学の主流」の一部にしようかと思っている草稿の一部である。

私は安藤博士とはすでに約40年に亘って親しく御交誼を得ている者であるが、その間に安藤博士から御叱教をうけている機会は極めて多い。いま私の記憶では、昭和11年に刊行された安藤博士の「国家経済と公債経済」の第7章「公債負担転嫁の吟味」で、私の解釈に対する御叱教をうけたのに始まり、最近の貴著「財政本質学説」(昭和46年9月刊行)に到るまで、数度に亘って御教示を賜わっていることは、感謝に堪えないことである。なお、ここに提出した拙稿についても御教示を賜わり度いと思っている。

2. 財政事実と財政観念の相互関連性

財政という現象は、社会生活において何らかの形態の国家・公共団体が発生すれば、それとともに常に発生することになる。国家・公共団体がその職分を遂行するためには一その国家・公共団体を代表する政府は任意的・有償的關係および過程を通じて、または強制的・無償的關係および過程を通じて、貨幣・物資・労務（資金・財貨・労務）を調達し、それらの経済財を処分（使用および保蔵または貯蔵）することによって、国家・公共用役を作出して国民に有償または無償の關係また過程において国民に提供する（用役給付）。または貨幣の提供（貨幣の無償提供）、財貨の形態における提供が行われる。これらの形態において財政活動が行われることによって財政現象が発生し存在することになる（本誌160参照）。

「財政」という現象も、すべての社会現象と同じく歴史的・発展的現象である。時と所と異にすることによって現われる形態と、その活動が持つ社会経済的機能→その社会経済的意味が違い、且つその形態も社会経済的機能および意味も動いて行く。そして、財政現象が社会的事実として発生し存在すれば——財政現象が社会的事実として存在すれば、その存在を反映する意識として或る財政観念—財政思想が発生することになる。或る財政観念—財政思想が現実の社会的事実（社会的存在）を反映して発生すると、その財政観念—財政思想は、それ自体として発展しよう（動いて行く）とする。その財政観念—財政思想も、常に現象の存在する事実—社会的事実・政治的事実・経済的事実の発展（動き）と、相互関連性を持ちながら働きかけ・働きかけながら発展して行く。或る時と所の財政に関する観念または財政思想が、その時の国家・公共団体の現実の財政活動を何らかの程度で支配しているし、また現実の事態の変化—発展につれて、既存の財政観念・財政思想に反省が加えられる。既存の財政観念・財政思想の現実的妥当性について理論的反省が加えられて、少なくともまづその一部が修

正される—または新しい段階に発展して行く。現実の事態（社会的事実）の変化または発展は、財政思想の発展を拘束し規定することになる。社会的事実—社会的存在を反映して形成された社会的意識である財政観念—財政思想が、国家・公共団体を代表する政府の財政活動（それぞれの時と所において時のおくれと程度の差があるが）を支配して、現実の財政事実を作り出して行く。かくして、現実の財政現象（財政事実）と財政思想とは、相互に作用し反作用する（働きかけ、また働きかけられる）相互関連において発展して行くのである。（これは「財政の発展過程を規定する諸要因—「財政発展の必然的な傾向法則」または「財政の発展法則」に関する問題でもある。）

財政観念—財政思想が、社会意識の一つの形態として、存在することは古いが、それが秩序ある学問的体系を持つようになったのは、近世の社会における財政事実と財政思想の相互関連性を持つ発展の結果である。—換言すれば、近世社会における財政活動の社会的・政治的・経済的重要性の増大という事実の反映であるという意味を持っている。

3. 近世財政思想と近世国家の成立・発展との関連性

近世財政思想の発展は、近世国家の成立・発展と密接な関連性を持っている。近世の中央集権的君主国家の成立過程において、国家権力が国内および国外に対して勢力を確立しまた拡大するためには、特に強大な軍事的勢力を必要とした。君主国家が強大なる軍事的勢力を持つようになれば、大量に精鋭な兵器・被服・食糧その他の物資を調達し、俸給＝給与も支給しなければならない。その軍備のためにはますます多くの費用＝軍事費を必要とすることになる。中世の戦争では、武士が各自がそれぞれに所有する手慣れた刀槍を持ち、武具を装って戦場に臨んだ。しかし、火薬・銃砲の発明があってからは、次第に高価な精鋭な兵器を大量に準備し、しかも性能の整った武器弾薬の画一性を必要とすることになり、各自の能力だけにまかせておいたのでは、とうてい十分に整備することはできない。武器も

被服も食糧も大量に用意しなければ、強い戦闘力を発動し得ない。海軍力を強大にしようとする場合であれば、このことは、なおさらに、明らかなことである。

強大な軍備を持って権力を発動させるためには、ますます多額の財政需要を生ずるから、その需要を充たす資金を調達する財源を掌握し得た君主のみが、強大な権力を発動し得ることになる。その目的のためにも金銀を獲得（調達）する必要性が生ずる。

近世君主国家の財政需要が増大した最大の原因は、軍備費と戦費とであった。その資金を調達するには、王領地収入そのほかの君主の所有に属する収入のみでは足りなくなり、国民から租税を徴収するか、その国民または外国の金融業者から借入をしなければならないことになる。君主＝国王が借金をすれば、その借入金の利子および元金の支払のために、やがては国家権力を行使して国民から強制徴収する租税収入に頼らねばならなくなる租税収入に依存する程度が次第に増大して行く。そして租税収入は最初は臨時財源であったのが、次第に経常的な財源となって、国家の欠くべからざる支柱となったのである。

国王が緊急に財政資金の必要に迫られると、高利でも借金をする。そのような場合にはまた金融業者が担保を要求する。時には租税の徴収権の一部を与えられて、その結果は租税請負制の弊害が大きくなり、人民の租税負担はますます苛重になる。人民が払う税額の2分の1、（例、第17世紀中期におけるイギリス）、甚だしきは5分の1しか（例、第17世紀から第18世紀中期のフランス）国庫に入らないことになる。君主への金貸は、高利と租税請負とによって二重の利益を吸い取る。

財政需要が軍事費（平時の軍備と戦争遂行のための費用）を最大原因として増大して、国王君主が財政資金を求めることがますます多くなれば、国王に租税収入を提供し、または借入に応じ得る国民の富の増大を図らねばならない。国王はその権力を増大するためには、それを可能ならしめる経済

的基礎として、国富の増大を図り、且つその経済的基礎を掌握して、君主国家の権力拡大に役立たしめなければならなくなる。中央集権的な君主国家は、その経済的基礎＝国民の経済力の上においてのみ強大となり得たのである。

アダム・スミスの国富論（1776年）に次の有名な章句がある。「銃器の発明によって戦争の技術に大きな変化を生ずることになったが、その大きな変化は、平時において特定の数の軍人を訓練し、また戦時において彼等を使用するというその両方の費用をなお一層に増大させた。それらの武器と軍需品とはともに、いっそう多くの費用を要するものとなっている。近代の戦争においては、銃器に大きな費用を要することから、その度用に最もよく堪えうる国民に、すなわち貧困・野蛮な国民よりも、富裕な国民に一つの明白な利益を与えている。……古代においては、富裕・文明な国民は、貧困・野蛮な国民に対して自国を防衛することが困難であることを認めていたが、近世においては貧困・野蛮な国民が、富裕・文明な国民に対して自国を防衛することが困難となっている」。(Adam Smith. *The Wealth of Nations*, edited by Edwin Cannan. Vol II, pp. 201-2. 参照)。

ここでアダム・スミスは、国防という任務は、兵力によってのみ遂行し得るのであるが、平時において兵力を準備し戦時において、その兵力を使用するというこの両者の費用は、その社会の文明の進歩につれて次第に多くの経費を要することになる——特に近世の形態において、国防はその国民の富（国民経済力）を基礎としていることを説いているのである。(本誌 p. 66 を参照されたい)。

近世君主国家の財政的要求とその経済的結果は社会的→政治的結果を持つことになる。国王が国内における強い既成勢力であった封建諸侯・教会の政治勢力を次第に制圧して、国内に王権を確立し拡大するためには、その権力行使に必要な資金を提供する経済的勢力と結びつかなければならな

い。そこで中央集権的君主は、都市を中心とする新興の商工業者・金融業者等の経済的勢力と結びつくことになる。君主国家の権力拡大の必須の条件である経済的基礎を強めるためには、国王は国内の秩序を維持し、また国外に勢力範囲を拡大して、市場の拡大を可能ならしめるとともに、商工業を保護しまた奨励することになる。また有利な投資の機会を与えて、国王の利益と商工業者・金融業者の利益とが合致することになる。国民が持つ財力を多くし、生産力を増大せしめなければ、国王は必要な資金を調達することも、その資金をもって兵器その他の軍需品を、大量に調達し準備することもできないからである。

ここで社会的勢力関係に大きな変化が生ずることになる。近世初期において、工業生産を支配していたのは、商業資本であったが、その商業資本と金融業者（高利貸資本）の経済的勢力が増大するにつれて、それらの人々の社会的勢力が強くなる。また国王が権力を増大するためには、財政需要が増大を続け、ますます多額の資金を調達せねばならなくなり、君主国家がその経済基礎的に依存する程度が大きくなる。君主もその社会の経済的勢力の利害を無視し得ないことになり、その利害が君主をも牽制することになる。これはこの新興の経済的勢力の社会的勢力が増大して行くことを意味することになる。さらに財力を蓄積した商工業者金融業者のなかには、土地に投資したり、地主に貸付れたり、又は地主と姻戚関係を結んだりして、地主の利害関係と結びつく。或は土地貴族の称号を買い取って、金の力で下級貴族に成り上がる者も現われてくる。——「成り上り者」——「俄か貴族」などと軽べつされながらも、その社会的勢力が強大になって行く。

かくして商工業者金融業者が、単独でまたは他の経済的社会勢力（例えば地主）或は経済外的社会勢力（例えば、宗教・信仰——その教団など）と結びついて、社会的勢力が増大して行くと、その利益が害されることのないように、政治的勢力として、君主にその要求を表明することに発展する。

君主国家の保護と奨励によってその発展を促進された人々が、いまは君主に政治的要求を提出することになる。その最大の政治的要求は租税に関することであって、租税を人民にかけること＝課税は人民または人民の代表者の承認を要するという要求に現われる。課税は君主の主権に関することであるから、その政治的また社会的に極めて重大な意味を持っている。
(P. 58)

4. マアカンチリズム——トマス・マンの財政政策論

近世初期、殊に第17世紀の財政思想の発展を見るには、近世国民的国家の形成と発展において典型的形態を示している英国の財政思想——殊に租税問題を主要内容とする財政思想の発展を注目すべきである。

附記 ここで第17世紀のイギリスの財政思想の発展過程について述べる場合にも社会的事実と、社会的意識——その一つとしての財政に関する社会意識とが、相互関連性を持って発展して行くことを理解されたい。

第17世紀の後期に、英国のチュードル王朝のヘンリー七世(1455—1509年)は、長い国内戦争(いわゆる薔薇戦争)で互に勢力を消耗した封建諸侯を制圧して国内統一を進め、またヨーロッパ大陸の紛争に巻き込まれることを避けて、もっぱら国内の王権拡張に努めた。またヘンリー八世は、ローマ法王と絶縁して教権を国王の手に収めた。かくして封建諸侯と教会という二つの最も強力であった政治的勢力を抑え、王権の拡大のために商工業者の経済的勢力と結んだ。

商工業者は王権の拡大によって国内の秩序が維持されること——また海軍力が充実されて国家の海上権力が増大することによって、内外の通商貿易の安全が確保されることになった。そのうえに、商工業の保護・奨励に努める強力な王権の支配に服することを利益とした。商工業の富の増加はまた王権の経済的基礎を強めることであった。

かくして、国王の利益と商工業者・金融業者の利益は合致し、封建諸侯

アダム・スミスの財政学説の先駆者における解釈の検討と教会という経済外的社会勢力を制圧した国王と、経済的社会勢力である商工業者および金融業者とは国王の支配の下に結合して、その商工業者と金融業者は次第に強い政治的勢力を現わすことに発展して行く。

その歴史的段階における実践的諸政策とその政策理論が、いわゆるマアカンチリズム(Mercantilism, Mercantile System)である。

「マアカンチル・システムの目的とするところは、中央の主権によって行われる奨励もしくは制限により私的および部分的利益をして、国民的強大と独立を助長すべき組織的商工国の建設にあり、マアカンチリズムの学説および理論なるものは、この時代における実際の活動の理論的方面にすぎない。」(高橋誠一郎著「重商主義経済学説研究」4頁参照)

附記 私はいまから50年余り前に、慶応義塾大学理財科において高橋先生の講義を聴講したのであるが、この前記の文章は、当時「三田学会雑誌」に掲載された高橋先生の「マアカンチリズム概論」の冒頭の章句であった。当時、私たちはこの論文を深い感銘を持って読み、学友たちと語り合った思い出をいまも忘れられない。同時にその楽しく語り合った友人の多くが、すでに逝くなっていることと思いを合わせて、特に思い出の深いものがあることを、ここに記すことを許して頂きたい。

マアカンチリズムにおいては、明白に「実践」が「理論」に先行している。ローゼンベルクが「経済学は、いかなる場合にも、経済政策より先に存在したことはないといえば、正しくないであろう。しかし、重商主義の場合にあっては、事実が示しているように、経済政策が経済学に先きだっている」という。(ローゼンベルグ著、直井武夫訳「経済学史」1・1, 44—5頁参照)。私はこのローゼンベルグの解釈は正しいと思う。

重商主義の代表的著作であるトマス・マン(Thomas Mun)の名著の標題である「外国貿易による英国の財宝」(England's Treasure by Foreign Trade, or The Ballance of our Foreign Trade is the Rule of our Treasure)ということが、英国のみならず、すべての他の商業

国の経済（政策）学の根本的原則となった（これはアダムスミスの「国富論」に記されていることばである—キャナン版 p. 401 参照）。このトマス・マンの書はマンの死後1664年に公刊されたがその約30年前に書かれたものと伝えられている——この書は1928年に英国の Economic History Society によつて翻刻刊行している。またこの書は、渡辺源次郎氏の訳書（昭和40年）がある。

トマス・マンの財政論は、殊に第2章・第4章・第5章の所論を前提として、殊に第16章と第18章において述べられている。（その主要な論旨をここに要約する。）

マンは、他の国民からの贈り物または取得物で富むこともあり得るが、それは不確実であり、仮りにあったとしても殆ど考慮に値しない。わが国の富・財宝を増大させる通常の方法は外国貿易である。その場合にわれわれは自づから消費する外国商品の価値以上のものを、年々外国人に売るという原則を常に守らなければならない（第2章）。財宝を得る方法は外国貿易よりほかにはあり得ない。英国はその財宝が得られるような鉱山を持たないからでもある（第4章）。外国貿易の差額によって王国が得る財宝こそ、われわれと共にある唯一の貨幣であつて、これによつてのみ、われわれは富裕になることができる」（第5章）。

君主はすべての手段を尽して外国貿易の維持と増進に努めるべきであつて、その結果は君主の権力を大ならしめ、また臣民を富裕ならしめて、両者の利益は合致することになるというのである。もし王侯が人民に重税を課して富裕になつても、国民はそれによつて窮乏する。しかし、富裕ではあるが領土が狭く隣国の侵略を受ける危険がある国ならば、臣民に重税を課しても多くの財宝と軍需品とを蓄積して国防の強化を図らねばならない。……しかし、そのような必要に迫られていない強大な王侯は、臣民に重税を課して富を貯えるよりは、臣民の富と信愛を把握する方が強力になるであろう。不必要なほどに課税することは、民心を離反させ、また臣民の憤激を招くことになるからである（第16章）。財宝の貯蔵に努めず、或

はその財宝を浪費する王侯は、忽ちに欠乏と貧窮に陥いる（第17章）。国王の利益が、いかに大きくとも、王国の利益が少ないならば、国王が年々貯える財宝は、常に王国の利益を、基準として、これに比例せねばならない。もし、外国貿易の輸出超過から得られるものよりも、多くの貨幣を国王が集積するならば、そのことは国王は臣民から収穫を刈り取るのではなくて、臣民の血を吸いとることである。臣民を破滅せしめるとともに、国王自からも、将来刈りとることができるものが欠乏して、やがて国王自らが破滅することになる。

財宝は戦争の鍵であるといい得るとしても、財宝が必要な場所で必要な時に働かし得るように用意されないで、有事の際に役立つようになっていなければ、貨幣を持っていても何にもなし得ない。これらを考慮して、多くの統治のよろしい国家をして、儉約に努めて軍需品を十分に貯えさせるのであるという（第18章）。

トマス・マンはこの書で、人民の総意を得るために考案された議会は、王侯と臣民との協調を保つための手段であるといっているが（第17章）、これはその当時（1630年代前後）の英国における国王と議会との紛争を反映しているものと思われる。

トマス・マンの「外国貿易による英国の財宝」では、明らかに「実践または政策」が「理論」に先行している。しかし、第17世紀後期になると、（ウィリアム・ペティの場合にみられるように）、この「実践」と「理論」の関係が徐々に変化して行く傾向が現われる。

第17世紀の始期に到るまでは、例えばエリザベス女皇の治政に人民が信服し、また人民の利益が現実に促進され、君主の利益と人民の利益とが合致していた。しかるに1603年女皇エトザベス1世の死後、王位を継承したスチュアート王朝のジェームス1世→チャールス1世の治世になると、租税問題を契機として国王と人民との間の紛争が生じた。1628年、チャールス1世（1625年即位）が、フランスとの戦争などのために財政窮乏の結果として、

租税増徴のために議会を召集すると、議会は「権利請願書」(Petition of Rights)を提出して国王の承認を求めた。その第1条に「人民は、議会の法律王よる協賛なくして、献金・借入・租税その他これに類する負担をなすことを強制されることなし」という章句が明示されている。国王はこれを承認するを好まなかったが、財政資金の必要に迫られていたので、この人民の政治的要求を承認し議会も直ちに財源を提供した。しかるにその翌年から=船舶税(ship money)の徴収(それは、前記の「租税その他これに類する負担」であるから)について、国王と議会との間に紛争を生じ、その政治闘争は次第に激化して内乱となり、チャールズ1世の死刑(1649)共和政→クロムウェル独裁政治→王政復古→名誉革命(1688年)に到るまで60年にわたる英国の動乱時代を現出することになった。その動乱の契機となったものは租税問題→人民の反税闘争であった。

その事實はチュードル王権のもとで経済的勢力を増大した商工業者・金融業者が、次第に地主の勢力と結びついて、その社会的勢力を増大して、主権の一部(課税権)に関する政治的要求を提出するまでに政治的勢力が増大したことを意味している。そしてその政治闘争(主として財政闘争)の契機となったのは反税闘争であった。この現実の事態を反映して、社会・政治思想と関連して財政思想の発展に導いた。ここに経済→社会→政治→財政という発展過程の典型的な歴史的事例が見られる(近世の三大革命——英国の名誉革命、フランス革命、アメリカ合衆国独立革命の誘因・契機となったのは、いずれも租税問題、殊に人民の反税闘争であった)。

第17世紀の60年にわたって断続した英国の動乱という現実の事態の発展を反映して、財政問題、殊に租税問題に関する意識は強くならざるを得なかった。社会・政治思想の発展を前提として租税論の発展に導いたが、租税は既に国家の欠くべからざる支柱となっているのであるから、その租税制度を構成すべき諸税、殊に消費税と、収入或は財産に対する課税、当時のいわゆる「accise」と、「contribution」の比較論が、租税論の中心課

アダム・スミスの財政学説の先駆者における解釈の検討
題となった。そして租税論を主たる内容として財政論が発展したのである
その代表的なる財政思想は、ホッブス (Hobbes), ペティ (Pettiy), ロック
(Locke) の解釈に現われている。この三者を通じて、第17世紀の英国の
財政思想の発展の主流を知ることができる。

5. ホッブスの政治思想と租税論

トマス・ホッブス (Thomas Hobbes) の政治論は、1642年の「市民論
(De Civic)に始まるが、(いくつかの論策を経て) その主著と「国家論＝
リヴァイアザン」(Leviathan, 1651)である。(英国における近世的な政治
思想の表明は、ホッブスに始まるともいわれているこの「リヴァイアザン」は水田
洋氏の訳書がある。)

ホッブスは、国家と呼ばれる巨大なる怪物レヴァイアザンは、人為によ
って創造された人造人間にほかならないという (By Art is created that
great Leviathan called a Commonwealth or State, (in latine Ci-
vitas) Which is but an Artificiall Man)。そして数例だけを示せば、主
権は、その人造人間の精神 (artificiall soul) であって、全体に生命と活
動とを附与する。すべての人民の富および財産 (Wealth and Riches) は
体力である。公正と法律は理性と意志であり、和合は健康である。暴動は
病気であって内乱は死亡であると、たどえている。(Liviathan, 1651.

Introduction p. p. 1-2 参照, 1881版)

ホッブスの社会契約説は、すべての人々がすべての人々に対する、闘争
War of all against all (万人の万人に対する闘争) を現わしている「自然
状態」から、「自然権」の概念に、さらに自然法の概念に進む (これらの
問題が、同書第13章・第14章・第15章の主題である。) 人間は自己の自然的能
力と自己保存の本能を有し、また平和の欲求を持つ。すべての人々がすべ
ての人々との闘争状態にある自然状態における死の恐怖から脱却して、生
きる快樂を求めるには、平和を求めて (これは第一の基本的な自然法である),

自己を防衛する必要を認める限りは（第二の自然法），その自然的能力を使用する自由（自然権）を放棄してその制限を受けることを承認せねばならない。各人の理性が命ずる自然法は，各人が生存と平和を欲求し，各人は相互の利益のために互にその権利を譲渡する契約を結び，その契約を履行する義務を課することになる（そこで第三の自然法—正義 justice の問題が生ずる。その結ばれた契約は履行されなければならない。正義の本質は契約を有効に守ることである）。この自然法に従い，契約の履行を確保するためには，各人を拘束し従属せしめ，各人を超えて絶対的な権力が存在しなければならない。各人が相互の契約によって自己の権利を譲渡し，各人が絶対的に服従する国家的権力（Civil Power）の設定を承認する。

この社会契約によって国家が成立する。各人が或る社会秩序の内に生活し，その社会秩序を認めることは，社会契約を認めたことである。主権者は，この国家を成立せしめた契約の履行を確保するために選ばれた最高権力者である。政治形態（君主政体・貴族政体・民主政体）の如何に拘わらず，国家権力は無制限・不可分である。かくして，ホッブスは絶対主義国家論に到達する。しかし，ホッブスは，特に君主政体を最良のもの——他の政体に比して利益が多く，また欠点が少いものと解釈した。（ホッブスはスチュアート王朝派であったという）。

国家が存在しない場合は，すべての人々がすべての人に対する闘争が行われる自然状態であって，法律もなく正義もない。各人は国家の内においてのみ，その労働の成果を確実に収得することを得て，財産権が保証される。財産権は国家の作用であり，国家の最高権力者の作用である。各人の財産を徴収する租税は，主権者が各人のために維持する平和と防衛の代価，各人が国家から享ける利益の代価である。

しかしまた，租税が国家によって人民に与えられる，利益に対する代価（Price）があることから，絶対無制限であるべき主権——その一部である課税権の行使にも限度を生ずることになる。

国家(Commonwealth or State)の栄養は、生活に役だつ物資の豊富と分配ということにある。それらの物資が作出され準備されて(concoction or preparation), その物資が適宜な筋道を通して、公共の使用に移され提供されることになるかによるという。(同書第24章)。国家の体力である国民の富を増す方法は、労働と貯蓄と富の自然増加とである。もし主権者が人民を窮乏せしめるほどの重税を課するならば、国家の疾病(暴動)と死亡(内乱)に導く原因ともなり、国家権力を維持し得ないことになる。故に主権者が、平和と防衛とのために必要とする限度を超えて人民から租税を徴収しないことは、主権者にも人民にも等しく利益である。

また何よりも重大なことは、租税を平等に課することである。不平等な租税は、高い租税よりも圧迫が甚しいと考えられることが多い。そして、課税の平等ということは、各人の租税の負担を、国家から享ける利益に比例させることであるという。

ホブズは、課税の平等は、貨幣支払額の平等ということではなく、負担の平等ということであるという。すべての人々は等しく平和を享受するが、それから生ずる利益はすべての人々に平等ではない。或る者は多くの財産を得るし、他の者が得る財産は少い。(註62頁参照)。また或る者は少く消費し、他の者は多消費する。そこで、人民は彼らが収得するもの(収入収益の意味である)の割合に従って租税を支払うか、それとも彼らが費消するものの割に従って納税するか—そのいずれかによって国家に租税を納めることが要求されることになる。すなわち、各人の富にしたがって納税することになるように人に課税さるべきか、或はすべての者がそれぞれ消費するところに従って納税することになるように、物自体に課税されることが要求されることになるという。(前記の「accise」か、「contribution」かという問題である。142頁参照)。さらに「国家に対する負担は、われわれが、その国家からうける利益に対して支払う代価(price)であるから、その負担はその利益によって測定されなければならない。(註 課

税の根拠と、租税の負担分配の問題である。後にアダム・スミスの解釈については本頁下段を参照されよ)。国家が与える利益によって平和と自由とを等しく享受して、自己の勤労によって生計を得ている二人の者があるとする。そのうちの一人は儉約していくらかを貯え、他の一人は自分が得たものの全部を消費してしまっているとすれば、彼らが公共の負担に対して等しく租税を納めなければならない理由はない……………「多く労働して一かつその労働の成果を節約している者が、怠けた生活をしていて得る収入も少く一またその得たものをすべて費消してしまう者に比べて、多くの負担を課せられるべきだというなんの理由があろうか。殊に或る者は他の者よりも、多く国家の保護を受けるのではないということを考えれば、人々が消費する物に対して課税される場合には、すべての人々が、それぞれに使用するものに対して等しく支払うことになり、また国家が私人の奢侈的浪費によって欺かれないことにもなる」という(第13章)。かくしてホッブスは、負担の平等な課税は、人々が消費する物に対して課税すること(消費課税)であると主張する。

にトマス・ホッブスは、その社会契約説を基本とする政治学説から出発して、租税利益説による課税の根拠と課税の限度→平等課税→消費税論を進めている。

このホッブスの租税論、殊にその租税利益説はアダム・スミスの租税原則論に強い影響を与えている一少くとも強い関係を持っている。

註 アダム・スミスの「国富論」に提示されている租税原則論は、各個の租税を検討する前提として、それらの租税一般に関しての基本的指導原則(maxims with regard to taxes in general)を示している。スミスの租税四原則の第一原則は「すべての国家の臣民は各人の能力にできる限り比例して、すなわち臣民がその国家の保護のもとに各人がそれぞれ享受する収入に比例して、政府を維持するために納税すべきである。」(The subjects of every state ought to contribute towards the the support of the government, as nearly as possible, in proportion to their respective ability; that is, in proportion

the revenue which they respectively enjoy under the the protection of the state)

というが、その場合にすべての国家の臣民は国家の保護のもとに人々がそれぞれの収入を得ている利益—を得ているという事実＝政治経済的事実を課税一般の根拠と限界としている。アダム・スミスは課税一般の根拠と限界について利益説をとり、その根拠と限界内における租税負担の分配については、各人がその収入国家の保護のもとに享受している収入に現われている経済的能力にできる限り比例して納税すべきであるという——すなわち、租税負担の分配について「能力原則を指導原則」としているのである。（註 ホッブスも、前記のように「すべての人々は（国家の保護によって）等しく、平和を享受するが、それから生ずる利益はすべての人々に平等ではないという。）この問題は、後にアダム・スミスの「国富論」における財政学説の課題として論及すべきものであるが、特にホッブスの解釈との関連を示すために、ここで論及することにしたのである。

6. ウィリアム・ペティ「租税・貢納」と「政治算術」

トマス・ホッブスの「国家論」における政治理論を基礎としている租税論は、次の段階では、（主として）経済理論を基礎とするウィリアム・ペティ（William Petty）の租税論に発展して行く。そこに第17世紀の第3四半期におけるイギリスの財政思想の転換期がみられる。ウィリアム・ペティはマアカンリストの段階を離脱している。そして、ウィリアム・ペティの経済理論は、アダム・スミスの「国富論」（1776年）における解釈に対する先駆者としての意味を持っていることは高く評価されている。

例えば、カール・マルクスはその遺稿「剰余価値学説史」（Theorie über den Mehrwert）のはじめに「近世経済学の建設者は、最も天才的・独創的な経済学研究者の一人であるウィリアム・ペティである」という。

ペティの経済学に関する諸著作は、The Economic Writings of Sir William Petty, edited by C. H. Hull. 1899 に収録されているが、私は「租税貢納論」と「政治算術」とによって、ペティの経済学および財政学に関連する解釈を知ることができると思う。いまわれわれは、この両書を「大内・松川訳」によって読むことができる便宜に恵まれている。

ウィリアム・ペティの主著は「租税・貢納論 Treatise of Taxes and Contributions, 1662」である。（注 この書の表題は非常に長いので、租税貢納論と略記しておく）ペティは、軍医としての経験を持つ有能な、実践的な知識と経験に富む行政官でもあった。ペティの学説は（ホッブスのように）抽象的または観念的ではなく、現実的・実践的な内容を持っている。そしてそれらの基礎にはペティの経済理論がある。

ペティの経済理論の核心は、すべての物は「土地と、土地に投ぜられた人間の労働の創造物である」。また「土地が富の母である如く、労働は富の父であって、富の能動的な基本的要因 (active principle) である」と解釈していることにある。（註 この章句は「租税・貢納論」の第4章と第10章にある—この解釈はアダム・スミスの国富論に、国民の富はその社会の年々の労働の生産物である」と云いまた「年々の土地と労働の生産物………」と記されていることに通ずるものがある—或はむしろ、そのものであるとも云えよう。）

ペティは「租税貢納論」の第1章と第2章で、公共経費と各種の経費の増加・加重の原因を検討している。公共経費の節約を要求している場合に生産的労働と不生産的労働の解釈が、その判断の基準となっている。

ペティが医学者としての経験を持ち、また実践的な豊かな知識と経験を持つ経済的理論家であったということは、医者としての知識・経験を政治と経済の動きに適用している考え方にも現われている。例えば、賢明な医者というものは、自分の患者に対して、やたらに無用な処置をするものではない—病症の自然の動きに対して、ことさらに強すぎる薬を与えるなどという処置をしないで、むしろ症状をよく診て（観察して）症状の動きにしたがった処置をすることを考えなければならない—政治 (Politicks) および経済 (Economicks) においても、これと同じ措置をとらなければならないという意味のことをいっている（租税・貢納論、第6章）。国家の強大は国富に依存し、富は生産的労働に依存する。国家の富強は人口の多少と領土の広狭のみによるのではなく、その国の産業の発達とこれ

を指導する政策による。国家の政策は臣民が国家の富強の最大の利益に最も役立つ活動をするように指導せねばならない。そこで賢明な国家は先ず自国の状態の正確な知識を持たねばならない。ここでペティは統計的知識と分析のために「政治算術」(Political Arithmeticks, 1690-その刊行は1690年であるが、1672~76年に書かれたという)によって分析する。租税・公課も必ずしもすべてが王国の富を減少せしめるものではなく、寧ろ増加せしめる場合すらある。或る租税が有利であるか有害であるかを知るには、人民の状態とその職業の状態がよく判っていなければならない(第2章)。そして英国の強大を妨げている事情の一つに、租税の選択を誤っていることと、租税請負制度の弊害を掲げている。(政治算術第5章)

英国の租税は支出に課税されないで、財産に、殊に主として土地だけに課せられている。また租税請負制度のために、人民は国家が受け取る租税収入の2倍も払っている。租税制度が厳正に行われれば、英国臣民の支出の10分の1で強大な軍備の費用その他の国家経費の全部を支弁し得る。各人がすべて各自が現実に享樂するところに従って納税するのが自然的正義である。請負制度によらずに厳正に徴税されれば、その国民を富ます唯一の途である勤儉を促進することになる。

ペティは「租税・貢納論」の第15章=最終章で租税負担の公正な分配とそれがための税種の選択について、「すべての人々は公共経費に納税すべきであるが、彼らが公共の平和を享受する大きさと利益(share and interest)に従って納税すべきであること、すなわち各自の財産または富(Estate or Riches)に従って納税すべきことは、すべての人々によって一般に認められている。ところが富、(Riches)には二つの種類がある。一つは現実的な富(acutual Riches)であって、他は潜在的な富(potential Riches)である。或る者が現実に本当に富んでいるのは、衣食そのほかの方法で、実質的にまた現実に享受しているところに応じて富んでいるのである。また、有り余るほどに富力を持ちながら、それをほんの僅かしか利

用していないならば、その人はただ潜在的に・想像の上で富んでいるにすぎないという。そのような人々は、自分自身のために財産を所有している人というよりは、むしろ、他の人々のための **Stewards and Exchangers**（その財産の管理役・売買の世話役）である。それ故に、結論としては、すべての人々が各自に自分自身のもので収得し、また現実には享樂(enjoy)するところに従って貢納（納税）すべきである。（これが自然的正義であるとも云う。）

ペティは国内物産税を主張する理由をあげている。それは前記の「自然的正義」と、(2)「勤儉の促進」ということ（国民を富ますことになる唯一の方法であること）のほかに、(3)「いかなる物もただ一度かぎりしか消費されないものであるから、いかなる人々も同一の物品に対して二重にまたは二度の納税をしないことになる。……この国内物産税という方法をとれば、誰でもこの課税方法で、ただ一度だけ納税すれば、そのほかの納税をする必要はないのであるという（註 現代のことばで云えば、重複課税が避けられるという意味になる）。

ウィリアム・ペティの租税論を中心とする経済学説は、新しい経済理論を含むとともに、第17世紀の後期におけるイギリスが置かれていた国内および国際的事務において国家権力の経済的基礎を強大ならしめようとする実践的要求、スミスの国富論における表現で云えば「各国のポリチカル・エコノミーの大目的は、その国の富と勢力を増大させることにある、その勢力は富に依存する」という解釈が、ペティの学説に強く現われている。

7. ジョン・ロックの社会契約説→租税論とその後の 財政問題——アダムス・ミスによる総合への途

国王と議会（人民）との闘争による政治的動乱は、1688年末に国王ジェームス2世が国外に逃亡し、国会がウィリアム3世とマリーを王位に迎えた「名誉革命」によって議会（人民）の勝利をもって終わった。国会は権

利宣言書 **Declaration of Right** を提出し、その承認を得た。「英国臣民の権利および自由を宣言し、並びに王位相続を定める法律」——いわゆる「権利章典」**Bill of Rights** が発布された。この名誉革命の思想的指導者はジョン・ロック (John Locke) であって、その主著は **Two Treatises of Civil Government** (1690) である。

ロックの「政治二論」は(1690年に公刊されたが、その約20年前に書かれたと云う)、当時における指導的な社会・政治思想を表わし、また第18世紀の社会思想にも強い影響を与えた。

ロックは、その書の第2章で「自然状態」が、第3章で「闘争状態」を説くが、ホブズと異なって両者を区別する。ロックがいう「自然状態」は、各人が理性に従って平和的に生活する状態であって、ホブズがいうような、すべての人々がすべての人々に対して闘争状態にあるのではなくて、ロックは

人々は本来は、生れながらの自然のままならば (by nature), すべて自由・平等・独立であって、何人も彼自身の承認なくして、この状態を奪われて他の政治権力に服従させられることはできない。その承認は、彼らの快適な・安全な・平和な生存のために、殊には彼らの生命・自由・財産を安全に享樂し得るように、またそれらの安全を持っていない人々においては、いっそうに大きい安全保障を得て生活を享樂することができるようにするために、一つの共同体 (community) に参加し結合することを、他人と協定することによって行なわれる。或る多数の人々がこれを行なうのも、それが他人の自由を侵害しないからであり、以前と同じく自然状態に置かれる。或る多数の人々が、それぞれの個人の承認によって、一つの社会あるいは政府を作れば、その社会は一つの政治体となり、それは一つの共同体として行動する権力を持つが、その権力は多数者の意志と決定によるのである。一つの政府の下に一つの政治体を作ることを他人と同意し承認したことによって、その社会の他の者に対して多数者の決定に従う義務に服

するのである。(Two Treatises of Civil Government. Book II. Chap. VIII. (Morley's Universal Library pp. 240-1 参照)

各人をしての政府の法律に服従させることになる個人の承認は、明示された承認と暗黙の承認とに区別される。明示された承認を与えた者については疑問がないが、何をもって暗黙の承認とみなすべきか、どの程度まで承認したものと認めて、政府に服従させるべきであるかということには疑問を生ずる。これに対してロックは、或る政府の領土 (dominions) の一部を所有し或は享樂する者はすべて、そのことによって暗黙の承認を与えていることであり、(そのことを意味しているのであり) その享樂を得ている間は、その政府の法律に服従する義務があるという。その所有が土地の所有であろうと、その享樂が僅か1週間の仮泊であろうと、たまたまその国内の道路を旅行した者であろうとを問わず、その政府の領土内に在ることによるのである。(Book II. Chap. 8 pp. 253-6)

各人の明示された契約が、政治社会の起源であり、それぞれの人々を国家の一員たらしめるのであるが、その政治社会および政府の目的は何か。自然状態においても人は自由であるが、その財産の享樂が不安定であり絶えず他人の侵害に曝されている。自由ではあるが不安と危険に充ちているこの状態を捨てて、他人と契約してその生命・自由・財産の相互的保存、(この原文は mutual Preservation of their lives, liberties and estates, which I call by the general name-Property) のために結合する。「故に、人が国家(Commonwealth) に結合して自づから政府に服従する大きな主要目的は、彼らの生命・自由・財産 (一括して Property) の相互保存であって、これについて自然状態においては多くのものが欠けているからである。」自然状態においては一般的承認によって正・不正を決定する基準と認められる明確なる法律がない。その法律に従って紛争を裁定すべき権限を持つ公明無私な裁判官がない。またその判決を支持し、これを執行する権力もない。(Chapter 9. pp. 256-7, 参照)。

人が社会に参加する大目的は、平和・安全に自己の生命・自由・財産を享樂することであり、その手段方法はその社会に設定される法律であるとすれば、すべての国家の第1の基本的な成文法は、立法部をも支配すべき第1の根本的な自然法として、立法権を設定することである。それはその社会の保存および（公共の利益と合致する限り）その社会内に在る各人の保存である。この立法部は国家の最高権力であるのみならず、その団体がかつて託した者の手における神聖不易のものである。すべての政体において、国家の立法部は、第1に、特殊の場合に変更されるが如きことなく、富者・貧者・宮廷の寵臣・耕作農民にも、すべて等しく適用する公示された制定法によって統治すべきである。第2に、これらの法律は究極において人民の利益以外の目的のために作成すべきでない。第3に、人民自身またはその代表者によって与えられた人民の承認なくして、人民の財産に対して租税を徴収すべきでない。第4に、立法部は他の何人かに立法権を移譲し或は人民が有する場所より他の場所にそれを移してはならない（PP. 266—7）。かくして、主権およびその一部である課税権が、人民の手にあるべきことが示される。そして、政府を維持するには、多大の費用を要することにならざるを得ないが、国家の保護の分前を享受する者はすべて、国家を維持するための各人の分担を、その財産から支払うべきことが妥当である。しかし、それは人民自身か、または人民の代表者の承認を得なければならぬ。もし、何人かが自己の権限によって、この人民の承認なくして人民に租税を賦課し得ると主張するならば、その人はそれによって財産の基本法を侵害し、政府の目的を覆えすものであるという（Chap. 11, P. 266参照）。

またロックは、家長的権力・政治的権力・専制的権力という三つの形態を挙げ、その相異は権力に服従する人民の財産所有の形態を基礎とする。という家長的権力は子女が幼少であるためにその財産を管理し得ない場合にのみ存在し、政治的権力は人々が財産を自由に処分し得る状態にある場

合に存在し、専制的権力は財産を全く所有しない者に対して存在する」という。(Chap 15, p. 283参照)。

権力支配の形態と財産所有の状態との関係についてのロックの解釈は、後にモンテスキュー(法の精神)において完成され、またアダム・スミスにも継承されている。(国富論、第5編第1章第2節参照)。

ロックの社会契約説、殊に人民主権説は「権利章典」に実現され、またその後の各国の社会政治思想に与えた影響は極めて大きい。

名誉革命——権利章典によって、課税権・予算審議権は人民の代表者たる議会、殊に庶民院(The House of Commons)が掌握した。そして、その庶民院を支配したものは、地主—商工業者・金融業者(商業資本)と次第に強く結び付いていた地主階級の勢力であった。

附記 国家予算をCivil List と Military List に区分した。Civil List は王室費を含む一般民政費である。Military List は軍事費であって、議会の審議権はこ軍事費に関する。シヴィル・リストが王室費に限られることになったのは、1830年代のことである。名誉革命の段階で、まづCivil List と Military List が区別される端緒を拓いたことに重要な意義がある。

社会・政治思想家であったジョン・ロックは、また「利子引下げと貨幣価値引上げの結果に関する若干の考察」(1692年公刊)—Some Considerations of the Consequences of the Lowering of Interest, and Raising the Value of Money において経済理論を表明し、そこで租税転嫁論を述べている。

ロックは、租税はいかに工夫され、またなんびとから直接に徴収されようともその大資源が土地に在る国においては(in a country where their Great Fund is in land), 租税の大部分は土地に帰着せざるを得ないことを証明している。(このジョン・ロックの租税転嫁論を参考資料として記しておくことにする——本誌 p. 71. 参照)

ロックは「富の衰頹を示す誤りなき徴候は地代の下落である。地代の引上げをこそ図るべきである。地主の利益も国民一般の真の利益も、地代の

アダム・スミスの財政学説の先駆者における解釈の検討

引上げにあって、利子の低落ということではないからである」という。租税の大部分は地主の負担に帰し、地代の下落に導き、国富の減退となる。地主の利益は国民一般の利益と合致し消長をともにするというのである。

名誉革命によって既に課税権は人民の代表者、議会——庶民院に帰したが、（その庶民院における支配的勢力は次第に地主の勢力に移動していた）、その課税権の行使がいかなる経済的結果を生ずるかに強い関心が向けられてきたことを示している。

そこで例えばトマス・マン→ホップス→ペティ→ロックについて見ると、経済→社会→政治→財政→経済という過程を通じて、現実の社会的・政治的・経済的な意味を持つ事実と相互関連を持ちながら、近世財政思想が生成し発展して行く過程が見られるのである。（この重大な意味を理解されたいことをここに再言する）

（参考資料）ジョン・ロックの租税転嫁・帰着論

ジョン・ロックは「租税がいかに工夫され、また何人から直接に徴収されようとも、その大資源が土地に在る国においては、租税の大部分は土地に帰着せざるを得ない」という。その租税転嫁論の要旨をここに記しておこう。

何によって人民が主として維持され、政府が維持されていても、また土地に殆ど影響がないように見える租税であっても、その大資源が土地にある国においては地代の負担となるのは何よりも確かであることが判かるであろう。租税を調達するに当っては、このことを無視して郷紳(country gentleman—地方の格式ある素封家＝地主の意味になろう)に損害を生ぜしめることのないように、十分な考慮をするに値するであろう。地主は必ず直ちにその害を感知するが、速かにこれを改めることはできない。ひとたび下落した地代は、容易に再び引上げられないからである。土地に課せられた租税は、それだけの貨幣が土地保有者(landholder)のポケットから目に見えて出て行くから、土地保有者にとって苦痛となり、土地保有者は常にその苦痛を軽減する手段として、課税額を商品に加えようとする。しかし、これを徹底的に考えて、その結果を検討して見ると、この一見して苦痛軽減と思われることが、実は極めて高い値段で買っているのだということが判るであろう。彼はこの租税を自分の財布から直接に払っていないとしても、その年の末になると、彼の財布

には、いま入って来ている貨幣と較べると、非常に貨幣が不足しており、その上に地代が減っていることによって、それが判かるであろう。それは当面の支払以外に彼に加えられる固定し永続する損害である。

このことを明らかにするために、英国の現状において、英国の地代を1,200万ポンドとし、政府の経費が議会において300万ポンドの財源の承認を求めて、その財源として租税が土地に課せられたと仮定しよう。この場合に、直接に地主および土地保有者(landlord and landholder)の懐から、その年所得の4分の1が出て行く。これは極めて容易に感ぜられる負担である。郷紳(country gentleman)は、その金を現実に自己の懐から支払い或は4期の納税期日に地代から控除されて、彼の財産から何が無くなって行くかを知り、はっきりと見ている。彼の年所得の4分の1であり、1年に400ポンドの財産からとすれば、この租税は明らかに100ポンドを取り去ることになるが、しかし、これは借地人(rack-renter or under-tenant)が支払う土地の年々の地代にはなんらの影響がない。借地人にとっては、その地代の金額を国王に払っても或は地主に支払っても、或は国王にその半額を或は4分の1を払っても、又は全く払わなくとも、同じことである。その地代を支払期に受け取る者が誰であろうと、全く同じことである。景気がよくて、自分の商品がよく捌ければ、地代を払って行くことができる……………。

もし仮りに、その負担を土地から他に転嫁させるために、或る郷紳がこの300万ポンドを商品に加えて、土地の負担を免れることが適当だと考えたとする。第1に考えるべきことは、国家需要が300万ポンドを必要とし(説明のために300万ポンドと仮定したのであって、200万であろうと100万であろうと同じことである)、それだけの金額は国庫に入らなければならない—もし入らなければ政府の必要が充たされないことになるから、この300万ポンドを商品に課税することによって調達して、それを国庫に収納するためには、臣民の懐からは300万ポンドよりも相当多くのものが出て行かなければならない。この種の租税を官吏が事業のすべての細部までも監視して賦課するには、特に最初の試みである場合には、多額の費用を要せざるを得ない。地租に比して、商品に対する租税の徴収に多くの費用を要しないと仮定しまた300万ポンドだけを支払うものと仮定しても、商品から租税を調達するためには、消費者に対して商品がその価格について4の1だけ引上げられねばならないことは明らかである。そこでその商品を使用する者に対して、すべての物の値段が4分ノ1だけ高くならざるを得ない。究極において、誰がこの4分の1(4分の1の値上り分)を支払わなければならないことになるか。それがどこに現われるかを見よう。商人および仲介業者は支払おうともしないし、また支払うこともできない。もし、彼らが商品に対していままでよりも4分ノ1だけ多くを支払うとすれば

彼らはその商品をそれに比例して値上げした価格で売ろうとするからである。貧乏な労働者および職人たちは支払うことはできない。彼らは既にその日暮しの生活をしているので、彼の食料・衣料・日用品が以前よりも4分ノ1だけ値上りしたとすれば、彼らが生活して行けるためには、彼の賃銀が物の価格とともに上がらなければならない。もし、そうならなければ、自己の労働によって自分と家族を養うことが出来なくなって、教区の厄介になり（註 救貧法による教区の救貧事業にすぎるといふ意味である）、そこでまた土地（地主）がいつそう重い負担をすることになる。もし労働者の賃銀が、物品の（価格）の騰貴率に比例して引上げられるとすれば、農家はすべての他の物と同様に賃銀についても4分ノ1多く支払い、一方では農家の穀物或は羊毛は、同一の値または安い値で市場に売ることになるその物に租税が課せられれば（それによって値上がりすれば）、人々が前よりも買わないようになるからである。農民はその地代を軽減して貰うか、それでなければ、どうにも全く生計が立たなくなり（原文は break down）逃散してしまつて、また地主の負担にならざるを得ない。

土地の年価値が下落する。そうなれば、地主以外に、何人^{なんびと}がその年の末に租税を支払う者があるか。……また輸出入品について、「英国で外国商品に租税が課せられれば、その価格を騰貴せしめて、輸入業者をして、その輸入商品に対する利益を多くする。これに反して、国内生産物—国産商品に租税が課せられれば、その価格を下落させて、その商品の最初の売手の利益を少くするということも、われわれの注意に値するであろう」という。

このジョン・ロックの論策は、ロック「全集」に収録されているが、私はそれを見る機会を得なかつたのでやむなくマカロック(J. R. McCulloch)の「経済学原理」に収録されているものを参照した。ここに示した章句は、同書PP. 256—8, P. 266による。ホブズ、ペティの著作については、わが国に訳書があるが、第17世紀の後期—殊に第4四半期におけるイギリスの代表的な形態の租税・転嫁帰省論の要旨を知ろうとしたからである。

ロックのこの租税論は、後にケネーそのほかフィジョクラートの人々の租税論と類似するが、それは土地を国富の主要資源としているという経済的条件を基礎とする現実の事実を反映する意識の理論的表現である。

ロックの租税論は多くの人々によって承認されたが、そのひとりにダヴェナント(Charles Davenant)がある。ダヴェナントも、いかなる租税でも究極においては土地の負担となり、直接の納税者が必ずしも常に本来

の担税者ではないことを認めている。また物産税の課税に賛成するが、奢侈的消費品の課税を適当とし、それは貧者が殆ど影響を受けないからであるという。直接の地租に比すれば圧迫が少々少いが、物産税でも結局は土地に帰着する。しかし、租税が生産より遠いところに課せられれば、それだけ土地の負担となる傾向が少くなるともいっている。(ロッシェ「英国経済学史論、杉本栄一訳」243頁。—Seligman, *The Shifting and Incidence of Taxation*, 5th Edition 1927, PP. 103—4. —井手文雄訳「セリグマン 租税転嫁論 第1部」136頁参照)。

フランスのルイ14世は、英国の王位を捨ててフランスに逃亡したジェームス2世を支持し、英仏間に戦争状態(1697—1701年間を除いて)が続きましたが、その財源として軍事公債の問題が重要となった。ダヴェナントの公債論は、「戦費調達論(*An Essay upon Ways and Means of Supplying the War*. 1695)」、*「イギリスの公共収入および貿易に関する諸論(Discourses on the Publick Revenues and on the Trade of England*, 1698)に現われている。

ダヴェナントは、公債は利子を高めて、貿易を阻害し、国債の大部分を償還しなければ経済的繁栄を望むことはできない。しかも、英国は節約に努め健全なる財政政策を行えば、数年にしてその債務を整理することができるというのである。

またダヴェナントは、戦時において国費の急激な増加に対する公共収入の不足が、起債を实际上に必要とすることは認めるが、「公債を負っている場合には、年々の所得から生ずる公共収入の大部分は、その公債費に充当するために支出されざるを得ない。このことから人民の土地と労働は金持および高利貸(*Mony'd Men and Usurers*)の人々を富ますが、政府を維持するための財源には向けられないことになる(スペインの場合の如くに)。それ故に賢明なことは、あらゆる方法を尽くして、出来る限り速かにそれらの人々から脱却することである。人民は国家への租税および支出

アダム・スミスの財政学説の先駆者における解釈の検討が少いか多いかによって、楽にもなり苦しくもなる。その理由からしても、公債の償却を急ぐことは、一国として必らず賢明なことに相違ない。公債は一般に高利を伴い、速かに償却されなければ、後代の人々に重い負担を加えることになる」(Discourses. PP. 196—200参照)。

長く公債が存在すれば、国家の穀潰し (Drones of the Commonwealth) である無為徒食の金利生活者・高利貸には満足を与えて、地主農民および勤勉な商人を犠牲とするものであるというのである。—Hargreaves, The National Debt (1930. pp. 13—16参照)。

註 生産者の犠牲において、非生産者に利益を与えているという意味で、戦時公債の元利金支払(この場合には内国債の元利償還)について、その後にも戦債処理に関する問題として、常におこっている問題である。

第18世紀の始期においては、戦時公債の累積が重要問題となり、例えばヒューム (David Hume) は、「国民が公債を滅ぼす(destroy)か、公債が国民を滅ぼすか、いずれかである」と、極言するまでに到っている。

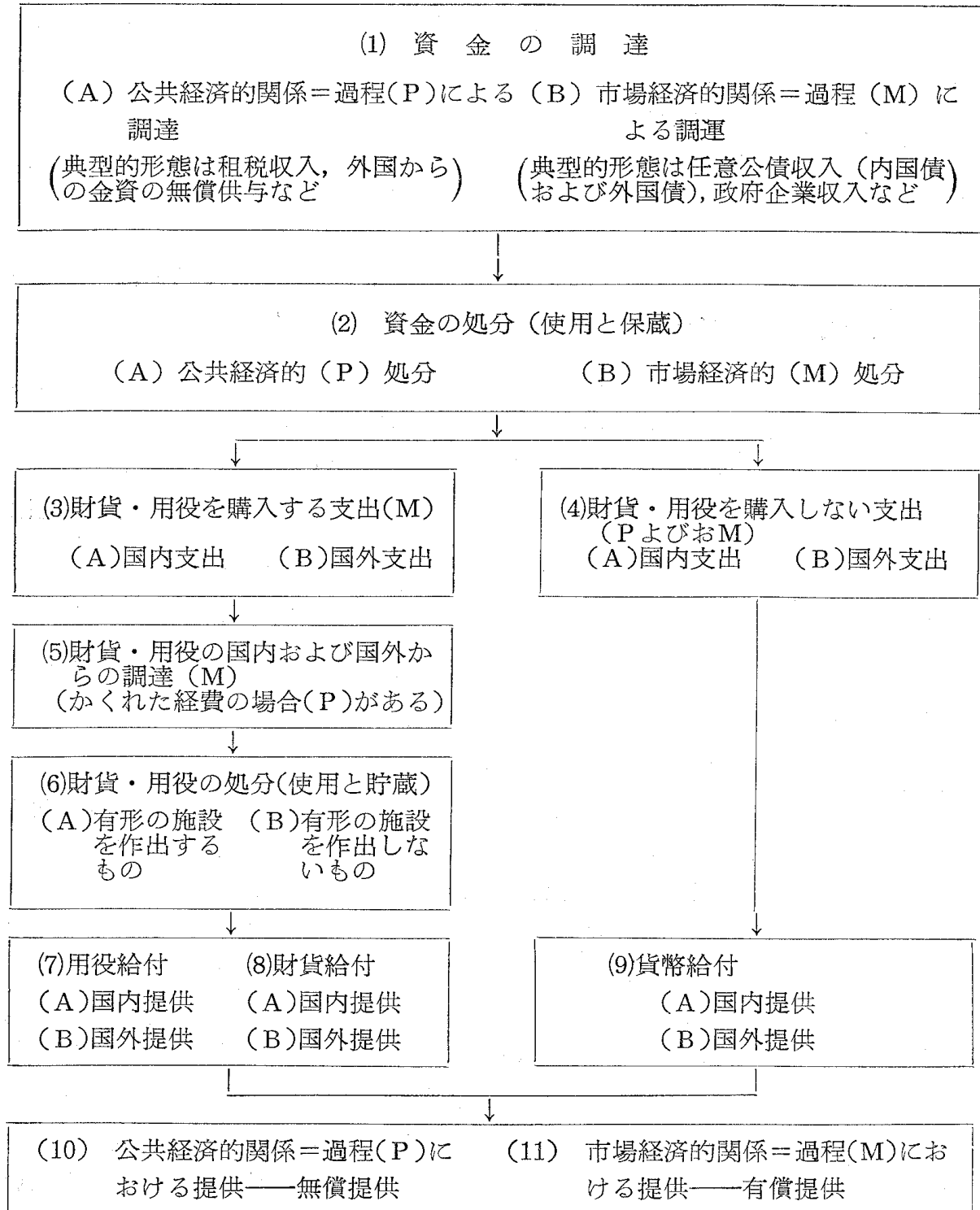
それらの英国の財政論の流れは、第18世紀の後期において、アダム・スミスの「国富論」(1776年)に総合されることになる。

附記 ここにアダム・スミス国富論における財政学説の先駆者としての諸学説を略説したが、それらの人々のほかに、フランスの人々の解釈も記述しなければならないのは当然のことである。しかし、この私の記述は、すでに編集者から指定された原稿の枚数を甚だしく超過してしまっている。したがって、フランスにおけるアダム・スミスの財政学説の先駆者となった人々の解釈は、ここでは省略することに致したことを御諒解願いたい。

なほ、近世初期の段階において、また現代の段階においても財政研究学者の財政活動の把握について私は疑問を持っている。それは安藤博士の御教示によって刺戟をうけた一例でもある。財政活動の諸形態について、私は次の図表に表したことがある。近世初期のアダ・ムスミスの先駆者として、財政学説・財政政策論を提示している人々が、財政活動のいかなる部分を把握しており、いかなる部分を無視しているかを知ることは——また財政学の研究者が、その研究対象を正しく把握しているか否かは、現代財政学の研究者の解釈についても重要な意味を持つていると思う。

私は財政活動の形態を、次の図表で示そうと思う。

財政活動の形態



註 この図で、(P)は公共経済的關係=過程において行なわれる活動を示し、(M)は市場経済的關係=過程において行なわれる活動を示す。(10)は公共財の解釈に関する問題となる。

安藤博士の御教示によって刺戟をうけたというのは、次の解釈である。

(…………いかなる国家給付を作出するかを研究するかということは、(経費)がいかなる社会的・経済的・作用効果を作出するかを研究するといひ換えることができる。……もともと財政学や経済学では、国家給付とこのような利用ないし効用は同義語のものと解してよいと考えられるという一節である(詳しくは、東北学院論集第40号、昭和36年12月20日発行、15頁を参照されたい。)

私はこの問題について、安藤博士の解釈に疑義を持っている。私は公共経費の内容は、資金の処分、財貨と用役の調達と処分であると考えている。この問題に関する解釈は、現代の財政現象の解釈にとっても重大な意義を持っていると思う。

私はいま新しく重要性を持ちつつある、また動きつつある「公共経済学」に関する解釈について、前記の流通経済大学の機関雑誌「流通経済論集」の1971年5月号に「公共経済学に関連する問題」という標題の論文で、私の解釈を卒直に表明した。そこで、例えばサミュエルソン教授が1954年に発表した有名な論文「The Pure Theory of Public Expenditure」は、その内容においては、「The Pure Theory of Public Services Created by Public Expenditure」と云うべきであると判断した。公共経費の純粹理論ということと、公共経費によって作出された公共用役の純粹理論ということとは、その意味の内容が違う。決して同意義ではないと私は解釈している。これは安藤博士が御教示下さった「もともと……」という解釈に関する疑義の一例である。

安藤春夫博士がますます御健勝であられることを念願して擲筆する(昭和47年1月下旬)。